

平成29年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

## 平成29年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成29年8月21日（月）

場 所 埼玉会館 7階 7A会議室

出席者（13名）（敬称略）

齊藤 正明	本木 茂	岩崎 宏
島村 新	田部井 勇二	菊地 伸
栗原 充常	伊東 政信	尾崎 啓子
加藤 孝夫	金井 千尋	甲原 裕子
柴田 潤一郎		

欠席者（0名）

事務局 廣川 学事課長  
関 学事課副課長  
石井 高等学校担当主幹  
中村 幼稚園担当主幹  
鈴木 専修各種学校担当主幹  
西野 高等学校担当主査  
茂木 幼稚園担当主査  
細田 専修各種学校担当主査  
最上 高等学校担当主事  
市川 高等学校担当主事  
河内 幼稚園担当主任  
小林 専修各種学校担当主任

## 1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

## 2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、栗原充常委員、甲原裕子委員を指名した。

## 3 諮問事項

### (1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成29年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛13 否0
平成29年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛13 否0
平成29年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛13 否0

### (2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

## 4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、14時30分閉会を宣言した。

平成29年8月21日

議 長 加藤 孝夫

議事録署名人

委 員 栗原 充常

委 員 甲原 裕子

## 【審議記録書】

- 司会 それではお待たせいたしました。本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻前ですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課長の廣川でございます。よろしくお願いいたします。

### 1 開会

- 司会 それでは、審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから平成29年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。  
まず、加藤会長から、御挨拶をいただきたいと存じます。

### 2 会長挨拶

- 加藤会長 皆様こんにちは。委員の皆様には大変お暑い中、また、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。本審議会は知事の諮問に応じまして私立学校に対する各年度の運営費補助金配分の基本方針について御審議いただく場でございます。前回、それぞれのお立場から様々な御意見や御提案をいただきました。今回は、それを踏まえまして事務局の方で配分基準案を提示してもらっております。審議にあたりましては、公平・中立な運営を心掛けてまいりたいと存じておりますので委員の皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

### 3 議事録署名委員の指名

- 加藤会長 それでは、条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めてまいります。議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名させていただきますと存じます。栗原充常委員、甲原裕子委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

[ 異議なし ]

- 加藤会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。傍聴者がいらっしゃいましたら事務局から傍聴者の紹介をお願いします。
- 事務局 現時点では、傍聴の方はいらっしゃいません。
- 加藤会長 はい、分かりました。では、そういうことで進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 4 諮問事項（3件）

- (1) 平成29年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について
- (2) 平成29年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について
- (3) 平成29年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

○加藤会長 それでは、審議に入りたいと思います。第1回審議会から引き続き、諮問事項は3件でございます。前回、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえまして、事務局に「平成29年度運営費補助金配分の基本方針」の案の整理をお願いしたところです。「平成29年度運営費補助金配分の基本方針」の案について事務局から説明をお願いします。

○事務局 高等学校担当の石井と申します。私からは、小学校・中学校・高等学校の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1「平成29年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧ください。まず1ページの上段の「1 配分の基本的な考え方」を御覧ください。今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。このうち、「基礎配分」とは、人件費や光熱費などの経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するものでございまして、まさに学校運営の根幹を支える支出に対する補助でございます。また、「政策誘導配分」とは、教育条件の向上など、県の進める私学行政への誘導を促進するものでございます。

次に、具体的な配分項目でございますが、2の「基礎配分」の（1）高等学校を御覧ください。高校では、補助対象経費方式を採用しております。前年度の生徒や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づき一定割合を補助しており、経営実態を反映しやすい配分方式でございます。左の欄、配分項目としましては、決算書から①人件費②教育研究経費などの支出額を抽出いたしまして、これに補助率を乗じ補助額を算出いたします。

次に、（2）中学校と（3）小学校でございます。生徒一人当たりの補助単価を設定しまして、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式という配分方式を採用しており、大変分かりやすくなっております。

1枚おめくりをいただきまして2ページの「3 政策誘導配分」を御覧いただきたいと存じます。今年度におきましても、全部で6項目の配分項目を設けまして、政策誘導を図ってまいります。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、こちらの①から⑥まで記載させていただいておりでございます。なお、欄外の※印でございますが、小学校は、⑥特色教育加算の1項目としております。これは、県内の小学校が5校

と少ない点、各校1クラスの児童数がおよそ30人であり、既に少人数学級が行われている点などを考慮し、基礎配分に重点を置いた配分としております。※印の2つ目、中学校は②の小規模校加算を適用いたしません、これは高校と比較し、学校ごとの規模の違いが小さい点を考慮いたしております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。ここからは、平成29年度の変更点につきまして御説明させていただきます。

まず「(1) 基礎配分」の「①高等学校」でございます。先程も申し上げましたが、高等学校の基礎配分は、前年度の生徒数や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づきまして一定割合を補助する補助対象経費方式でございます。上段の表の②教育研究経費、③管理経費、④設備関係の基準額につきましては、県内校の平均額としておりますが、決算額の平均が増加をしておりますことを踏まえ、時点修正するものでございます。なお、中段の表②の中学校、下段の表③の小学校の基礎配分につきましては変更がございません。

また、1枚おめくりをいただきまして、4ページを御覧いただきたいと存じます。「(2) 政策誘導配分」につきましては、表の上段の①生徒納付金水準補正から、下段の⑤本務教員充足加算につきましては、小・中・高ともに変更はございません。表の一番下の⑥特色教育加算につきましては、前回の議論を踏まえまして、「人材育成配分」の見直しがございます。

更にまた1枚おめくりいただきまして、5ページを御覧ください。まず、上段の「現状」でございますけれども、グローバルな人材の育成を支援するため、「基礎配分」として、下の表に定める各項目ごとに、実際にかかった経費に対して、加算上限額を定めて加算を行っているところでございます。このほか、「人材育成配分」として、表①の海外留学（3ヶ月以上）の実施の取組による海外留学生については、1人当たり10万円を加算しています。前回の議論では、この人材育成配分の1人当たり10万円の加算につきまして、「学校にとってインセンティブとなって、補助が増えるから積極的にやろうということにはならないのではないか。」との御意見が出て、高校関係の委員からも、現場の意見として、同調する御意見があったところでございます。また、併せて、一人の生徒を留学させるより、一人の留学生を受け入れることで、複数の生徒が接点を持つことができ、そのことが刺激となって、同時に複数の生徒のグローバル化につながるのではないかと御意見がございました。これに対しまして、同様に、高校関係の委員から、実際に海外留学生を受け入れた事例では、大変効果的だったとの御意見がございました。これらを踏まえまして、5ページの下段の変更後、それから表の修正内容につきましては次の6ページに記載してございますが、現行の人材育成配分の一人当たり10万円の加算を廃止するとともに、表の③外国人留学生、研修生の受入の加算上限を現行の150万円から200万円へ引き上げまして留学生等の受入を更に促進しようとするものでございます。

このほか、前回の御説明を踏まえ、表の中に、新たな項目として、国際的な大学入学資格を取得するための教育プログラム（国際バカロレアのディプロマ・プログラム（DP））の実施（候補校、認定校）」を追加し、加算上限額を200万円としようとするものでございます。この「国際バカロレア」でございますが、前回の審議会に御欠席の委員さんも本日いらっしゃいますので、改めて、御説明をさせていただきます。文部科学省のホームページから「国際バカロレア」の概要を申し上げますと、スイスのジュネーブに本部がございます国際バカロレア機構が提供いたします国際的な教育プログラムでございます。国際バカロレアは、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任のある行動をとるための態度とスキルを身につけさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格である国際バカロレア資格を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置されております。国際バカロレアには、年齢に応じましていくつかのプログラムが用意されておりますが、ディプロマ・プログラムにつきましては、16歳から19歳を対象としておりまして、所定のカリキュラムを2年間履修し、最終試験を経て所定の成績を修めると、国際的に認められる大学入学資格である国際バカロレア資格が取得可能となるものでございます。国では、この「国際バカロレアのディプロマ・プログラム」を実施する学校を2018年までに全国で200校設置することとしておりますが、平成29年5月現在、県内には、このプログラムを実施する学校が国立の筑波大学附属坂戸高校の1校のみでございますので、県内の私立高校でこのプログラムを実施することによりまして、県民の進路選択を増やすことができないかということで、今回、新たな加算項目を追加しようとするものでございます。

小・中・高等学校についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 事務局 続きまして、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明いたします。私は幼稚園担当主幹の中村と申します。どうぞよろしく申し上げます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2「平成29年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧いただきたいと存じます。

まず、1ページの「1 配分の基本的な考え方」を御覧ください。今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。具体的な配分項目でございますが、2の「基礎配分」では、昨年度と同様に「園児数割」「園割」「常勤教員割」「常勤職員割」「満3歳児数割」の5項目を設定し、それぞれ補助単価に対象者数を乗じて配分額を算出いたします。3の「政策誘導配分」ですが、今年度は全部で10項目の配分項目を設け、①から⑦までの7項目は加算により、⑧から⑩までの3項目は減算により、政策誘導を図るものでございます。それぞれの項目名と配分の趣旨につきま

しては、資料1ページ及び2ページに記載のとおりでございます。

次に、4の「平成29年度の変更点」について御説明申し上げます。3ページを御覧ください。(1)基礎配分のうち、①園児数割及び⑤満3歳児数割でございますが、平成29年度予算の園児一人当たり単価が増額されたことを踏まえ、補助単価を増額いたします。②園割、③常勤教員割、④常勤職員割については、前年度の補助単価を継続いたします。(2)政策誘導配分のうち、③園児納付金抑制加算、4ページの⑤小規模園加算及び⑨高額給与調整につきましては、それぞれ基準額を時点修正いたしました。⑩剰余金保有調整につきましては、学校法人会計基準の改正により該当科目の名称が変わりましたので、それに合わせて変更したもので、内容の修正はございません。また、①3歳児保育促進加算、②ティーム保育促進加算、④1種免許状保有促進加算、⑥安全管理対策加算、⑧定員超過調整につきましては、前年度の内容を継続いたします。

次に、⑦学校関係者評価加算について説明いたします。こちらにつきましては、1ページおめくりいただきまして、5ページの「5 平成29年度の主な変更点」を御覧ください。＜現状＞に記載いたしましたが、本県の私立幼稚園における学校関係者評価の実施率は、平成27年度は42.4%、平成28年度も42.6%にとどまっております。こうした状況を改善すべく、県の新たな5か年計画におきまして、私立幼稚園の学校関係者評価率を平成33年度までに80%とする指標が示されました。私立幼稚園による学校関係者評価の実施を促すとともに、実施に当たっての負担を軽減するため、政策誘導配分に新たな加算項目として、「学校関係者評価加算」を設けようとするものでございます。具体的には、学校関係者評価を実施した園に対して、1園当たり30万円を加算いたします。加算の要件としては、学校関係者評価を実施し、所定の期日までに評価書を県に提出することでございますが、本年度は実施初年度のため、平成28年度評価の実施及び評価書の提出については、期限を延長して受け付けることとしたいと考えております。実施に当たりましては、学校関係者評価の作成例を幼稚園に配布したり、9月下旬に説明会を実施したりするなど、幼稚園が学校関係者評価の実施に積極的に取り組むことができるよう支援を行ってまいります。

最後に、お手数ですがA3横長の参考資料2「平成29年度私立学校運営費補助金(幼稚園)配分基準新旧対照表イメージ」を御覧ください。こちらの表にこれまで説明申し上げた変更点について、具体的な補助単価等を記載しております。変更部分は網掛けとなっております。1ページの(1)園児数割及び2ページの(5)満3歳児数割については、御覧のとおり補助単価を増額しております。3ページ以降につきましては、それぞれの配分項目の基準額等について変更をしております。4ページを御覧いただきまして、(7)学校関係者評価加算を、新規の配分項目として設けさせていただきました。

幼稚園についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、専修各種学校担当の鈴木でございます。平成29年度専修学校・



各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針案について、御説明申し上げます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料3「平成29年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧いただきたいと存じます。

1の「配分の基本的な考え方」につきましては、他の学種と同様、今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設けまして、それぞれの配分枠におきまして、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。

具体的な配分項目でございますが、2の基礎配分を御覧ください。①生徒数割、②教職員数割につきましては、それぞれ生徒数・教職員数に補助単価を乗じ、補助するものでございます。

次に、3の政策誘導配分を御覧ください。5つの配分項目を設け、適用要件に合致する場合に加算することによりまして、政策誘導を図るものでございます。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料3の1ページに記載のとおりでございます。

恐縮ですが、続きまして2ページをお開きください。次に、「4 平成29年度の変更点」について、御説明申し上げます。まず、（1）基礎配分でございます。例年どおり、平成29年度予算の積算単価が増額されたことを踏まえ、補助単価を予算単価の増加率分増額するものでございます。

次に、（2）政策誘導配分でございます。①専任職員充足加算、③安全管理・施設整備加算、⑤教員資質向上加算につきましては、前年度の内容を継続いたします。②生徒納付金教育還元加算につきましては、前年度の実績に基づきまして基準値を時点修正するものでございます。④学校評価公開加算についてでございますが、こちらについては、恐れ入りますが、3ページの「5 平成29年度の主な変更点」御覧ください。学校評価公開加算のうち、自己評価結果公開加算を廃止し、学校関係者評価結果公開加算の加算額を政策誘導配分（1）～（3）の合計額の50%から定額に変更にするものでございます。従来は、＜現状＞にございますとおり、自己評価を公表している学校についても加算対象としておりましたが、自己評価の公表については、法令上の義務であり加算対象とすることはそぐわないということから、当該加算を廃止するものです。また、学校関係者評価の公表に係る加算につきましては、政策誘導配分の（1）～（3）の合計額の50%を加算しており、同じ学校関係者評価を行っているにもかかわらず、学校ごとの加算額が大きく異なっていることから、他の学種同様、定額の加算に変更し、加算要件を満たす学校については、昨年度の加算実績を踏まえ、一律30万円の加算としたいと思っております。

最後にお手数ですがA3横長の参考資料3「平成29年度私立学校運営費補助金（専修学校・各種学校）配分基準新旧対照表イメージ」を御覧ください。これまで御説明申し上げた変更点を含めまして、具体的な補助単価を記載しております。変更部分は網掛けとしております。まず、1ページの基礎配分の（1）生徒数割、（2）教職員数割に

つきましては、御覧のとおり補助単価を増額いたします。

次に、2ページの政策誘導配分の(2)生徒納付金教育還元加算の基準となる還元率につきまして、時点修正をいたします。最後に同じく2ページでございますが(4)学校評価公開加算について、今回御審議をお願いする内容に見直しております。

専修学校・各種学校の説明については以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○加藤会長 ありがとうございます。ただいま平成29年度私立学校の学種ごとの運営費補助金の基本配分方針(案)について事務局の案を提示していただきました。これにつきまして御質問、御意見等がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○加藤会長 委員の皆様、特によろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○加藤会長 特に御意見がないようでございますので、順次、議決を賜りたいと存じます。

それではまず、最初に平成29年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

[異議なし]

○加藤会長 はい、ありがとうございます。異議がないということですので平成29年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきましては、原案を適当と認めることといたします。

○加藤会長 次に、平成29年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

[異議なし]

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、平成29年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることといたします。

○加藤会長 最後に、平成29年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

[異議なし]

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、平成29年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることといたします。

## 5 閉会

○加藤会長 以上で議事は終了いたしました。議事の進行に御協力いただきありがとうございました。ここからは事務局に進行をお返しいたします。よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、御多忙な中、二度にわたり御審議を賜り本当にありがとうございます。御審議をいただきました基本方針を踏

まえまして、速やかに配分基準を学校法人に伝えまして、補助目的に沿った学校運営を促してまいりますとともに適正かつ効率的な予算の執行を図ってまいります。

以上で、本審議会の全ての日程が終了いたしました。皆様方には、引き続き、県内私学の振興に格別の御指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(30分)